

児童虐待防止対策の推進

～11月は「児童虐待防止推進月間」です～

★ 児童虐待とは...

- 身体的虐待
児童に暴力を加えること
- 性的虐待
児童にわいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせたりすること
- サイコロシ（拒否・怠慢）
児童の健康、安全への配慮を怠ったり、食事を与えなかったり、長時間放置したりして児童を放棄することや、同居人等が行う虐待を放置すること
- 心理的虐待
児童に対して著しい暴言や拒絶的な対応をしたり、児童の前で配偶者に対して暴力を振るったりすること（面前DV）



※匿名通報ダイヤル

警察庁の委託を受けた民間団体が、匿名での通報を受け付けています。

※電話番号

0120-924-839（フリーダイヤル）



虐待が疑われる場合は、些細なことでもためらわずに、児童相談所や警察に連絡してください。
あなたの電話で救われる子供がいます。

広報

坊所

発行
鳥栖警察署
坊所警察官駐在所

女性に対する暴力対策の推進

令和7年11月12日（水）から同月25日（火）は「女性に対する暴力をなくす運動」週間です。
一人で悩まず、警察や配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関に必ず相談してください。

- ◎ DV相談受付窓口
 - 配偶者暴力相談支援センター
 - ・佐賀県女性相談支援センター
0952(26)1212
 - ・佐賀県立男女共同参画センター「アバンセ」
0952(26)0018
 - 佐賀県警察本部・各警察署



捜査に御協力をお願いします！！

これまで、皆さまからの御協力を得て、たくさんの指名手配被疑者を検挙することができました。
しかし、全国では、いまだに多くの指名手配被疑者が逃走中です。指名手配被疑者を始め、警察で捜査中の被疑者を一日でも早く逮捕して事件を解決するため、引き続き情報提供等の御協力をお願いします。

スマートフォンやパソコン等で指名手配中の被疑者の顔や特徴を確認することができます。
佐賀県警察ホームページトップページの「指名手配・情報提供」をクリックすると、県内の指名手配のほか、警察庁指名手配のページにアクセスできます。

